

# 情報提供

那医発第 300 号  
令和6年10月16日

施設長 各位

那覇市医師会  
会 長 友利 博朗  
常任理事 宮城 政剛



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。  
沖縄県医師会より「労災保険関係通知文の送付について」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。別紙は当会ホームページに掲載致しますので、お手数ですがダウンロードをお願いします。  
☆ 問合せ先（那覇市医師会 事務局：宮城・前泊 / 電話 098-868-7579）

記

冲医発第 963 号 E  
令和6年10月10日

地区医師会担当理事 殿

沖縄県医師会  
副会長 平安 明  
(労災保険担当理事)  
(公印省略)

## 労災保険関係通知の送付について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、日本医師会及び沖縄労働局より、標記の関係通知が届いておりますので、ご連絡申し上げます。

本通知①は、長期収載品の処方等に係る選定療養費について、労災診療においても健康保険に準拠となることに加え、院内で長期収載品の処方する場合の「特別の料金」については、労災保険の単価ではなく、健康保険と同様、10円での計算となる旨等が示されております。

本通知②は、令和6年3月18日に公布され、令和7年1月1日から施行されるじん肺法施行規則等の一部を改正する省令（令和6年度厚生労働省令第45号）における労働者私傷病報告について、その報告事項が改正され、電子申請が原則義務付けられることとなる旨等が示されております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴管下関係機関に対する周知方についてご高配下さいますようお願い申し上げます。

なお、各通知の添付資料は省略しておりますので、各資料は、本会文書映像データ管理システムをご確認下さいますようお願い申し上げます。

記

- ① 長期収載品の処方等又は調剤について（労災診療）  
(令和6年10月1日 日医発第1140号(保険))
- ② 労働者死傷病報告の改正に係る周知について（依頼）  
(令和6年10月1日 冲劳基発1001第1号)

沖縄県医師会保険課：平良、山川

TEL：098-888-0087

FAX：098-888-0089

E-mail：hokenka@okinawa.med.or.jp



日医発第 1140 号 (保険)  
令和 6 年 10 月 1 日

都道府県医師会  
労災保険担当理事 殿

日本医師会常任理事  
細川 秀一  
(公印省略)

### 長期収載品の処方等又は調剤について (労災診療)

長期収載品の処方等又は調剤に係る選定療養については、厚生労働省保険局の留意事項通知及び事務連絡等により、健康保険において長期収載品の処方等をする際には、医療上の必要がある場合等を除き、通常の一部負担金に加え「特別の料金」を徴収する旨、その取扱いが示されているところであります。

今般、労災診療費においても、健康保険に準拠となる旨、厚生労働省労働基準局補償課より示されましたのでご連絡申し上げます。

長期収載品の処方が医療上の必要性があると認められる場合や、後発医薬品の在庫状況等を踏まえて後発医薬品の提供が困難な場合などは、引き続き保険給付の対象となる点も、健康保険の取扱いと同様となります。

また、院内で長期収載品を処方する場合の「特別の料金」については、労災保険の単価 (12 円または 11 円 50 銭) ではなく、健康保険と同様、10 円での計算となりますのでご留意いただきますようお願い申し上げます。

本取扱いにつきましては、本年 10 月 1 日からとなります。

貴会関係会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

#### [添付資料]

- ・長期収載品の処方等又は調剤について  
(令 6.9.25 基補発 0925 第 2 号 厚生労働省労働基準局補償課長)
- ・2024 年 10 月からの労災保険における医薬品の自己負担について (周知用チラシ)  
～長期収載品の選定療養～

10年保存
機密性 1
令和7年4月1日 令和17年3月31日

基補発 0925 第2号  
令和6年9月25日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局補償課長

### 長期収載品の処方等又は調剤について

標記については、厚生労働省保険局発出の通知及び事務連絡（以下「保険局通知等」という。）において、その実施に伴う留意事項が示されているところであるが、労災診療費における取扱いについては、下記の事項に留意の上、対応に遺漏なきを期されたい。

#### 記

##### 1 基本的な考え方

労災診療費における本件の取扱いは健康保険に準拠する。したがって、保険局通知等に基づいて長期収載品を処方・調剤した場合等は、被災労働者から選定療養による特別の料金（以下「特別の料金」という。）を徴収することとなる。

また、長期収載品の処方が医療上の必要性があると認められる場合や、後発医薬品の在庫状況等を踏まえ後発医薬品を提供することが困難な場合等は、特別の料金の徴収がない点も、健康保険と同様である。

##### 2 計算方法

特別の料金の計算方法は、健康保険と同様の取扱い（長期収載品と後発医薬品の価格差の4分の1）とし、特別の料金は消費税の課税対象であることに留意すること。

また、長期収載品を院内処方する場合、医療機関が特別の料金を徴収することとなるが、この際の特別の料金の計算には、労災診療単価（12円または11円50銭）を乗じるのではなく、保険局通知等に示されている方法のとおり、

10円を乗じて計算することとなること。

なお、特別の料金の計算の際には10円を乗じるものであるが、選定療養を除いた保険給付の対象となる薬剤の費用や、その他の診療料を医療機関が労災診療費として請求する際は、通常どおり、労災診療単価を使用して計算することとなる点に留意すること。

### 3 その他

本件の取扱いにかかる情報は、厚生労働省ホームページに順次掲載されているので適宜参照されたい。その上で、労災診療費における取扱いに疑義が生じた場合は、本省補償課医事係まで相談すること。

また、アフターケアにおいても同様の取扱いであること。

(参考：[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_39830.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39830.html))

## 2024年10月からの 労災保険における医薬品の自己負担について ～長期収載品の選定療養～

### 2024年10月から以下の点が変わります。

- 健康保険において長期収載品（※1）の処方等をする時は、医療上の必要がある場合等を除き、通常の一部負担金（1～3割）に加え「**特別の料金**」を徴収することとなりました。
- 労災診療費の算定は、労災診療費算定基準に基づいていますが、**院内で長期収載品を処方する場合**の「特別の料金」の計算方法は、労災保険の単価（12円または11円50銭）ではなく、健康保険と同様、**10円で計算すること**となりますので、ご注意ください。

なお、長期収載品の処方等にあたって、**医療上の必要を認める場合**（※2）は、その理由を診療費請求内訳書の摘要欄に記載をお願いします。

#### ※1 長期収載品

後発医薬品のある先発医薬品のことを呼びます。  
このうち、一定の条件を満たした品目が特別の料金の対象となります。  
健康保険の取り扱いや対象品目は厚生労働省ウェブサイトをご覧ください。



厚生労働省ウェブサイト

#### ※2 医療上の必要があると認められる場合

医師または歯科医師において、次のようなケースで、長期収載品の処方等または調剤をする医療上の必要があると判断する場合は、

- ① 長期収載品と後発医薬品で薬事承認された効能・効果に差異がある場合であって、その患者の疾病の治療のために必要な場合
- ② その患者が後発医薬品を使用した際に、副作用があったり、先発医薬品との間で治療効果に差異があったと判断する場合であって、安全性の観点等から必要な場合
- ③ 学会が作成しているガイドラインにおいて、長期収載品を使用している患者について後発医薬品へ切り替えないことが推奨されている場合
- ④ 後発医薬品の剤形では飲みにくい、吸湿性により一包化できないなどの場合（単に剤形の好みという理由では認められません。この場合の判断は薬剤師が行うこともできます。）

このほか、流通の問題などにより、医療機関や薬局に後発医薬品の在庫がない場合には、「特別の料金」を徴収する必要はありません。

## 「特別の料金」の計算方法

先発医薬品と後発医薬品の価格差の4分の1相当を、「特別の料金」として被災労働者から徴収します。

例えば、先発医薬品の価格が1錠100円、後発医薬品の価格が1錠60円の場合、差額40円の4分の1である10円を、特別の料金として徴収します。



※ 「特別の料金」は課税対象であるため、消費税分を加えて徴収します。

※ 端数処理の関係などで、特別の料金が4分の1ちょうどにならない場合もあります。詳しくは厚生労働省ウェブサイトをご覧ください。

※ 後発医薬品がいくつか存在する場合は、薬価が一番高い後発医薬品との価格差で計算します。

※ 薬剤料以外の費用（診療・調剤の費用）はこれまでと変わりません。

## 院内処方時の留意点

### ■ 「特別の料金」の計算

長期収載品を院内処方する際は、特別の料金の計算には、健康保険と同様の単価（10円）を用いることとなります。

### ■ 保険給付請求分の計算

医療機関が保険給付として請求する分は、労災保険の単価（12円または11円50銭）を使用して計算します。

## 計算例（院内処方時）

品名	薬価	後発医薬品 最高価格	長期収載品と後発医薬品の 価格差4分の1	保険外併用療養費の算出 に用いる価格
xx錠10mg	100.0	49.3	12.68 [a]	87.32 [b]

### ■ 特別の料金

- ・ 所定単位（1剤1日分）あたり 12.68円 [a] × 2錠 = 25.36円 → 3点
- ・ 30日分 3点 × 30日 = 90点 ⇒ 90点 × 10円 × (1+0.1) = **990円**  
※消費税

### ■ 保険給付請求分

- ・ 所定単位（1剤1日分）あたり 87.32円 [b] × 2錠 = 174.64円 → 17点
- ・ 30日分 17点 × 30日 = 510点  
⇒ 510点 × 12円（または11円50銭） = **6,120円（または5,865円）**



沖勞基発1001第1号  
令和6年10月1日

関係団体等の長 殿

沖縄労働局労働基準部長  
( 公 印 省 略 )

労働者死傷病報告の改正に係る周知について（依頼）

平素より労働安全衛生行政の推進に格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

じん肺法施行規則等の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第45号）については、令和6年3月18日に公布され、令和7年1月1日から施行されます。

労働者死傷病報告については、その報告事項を改正するとともに、事業者からの報告を原則として電子申請とすることを義務付けています。

厚生労働省におきましては、改正の内容に係るリーフレットや電子申請方法の説明資料等の各種情報を掲載した特設ページを厚生労働省のホームページ内に開設しておりますので、会員企業及び関係機関に周知していただきますようお願い致します。

\*厚生労働省ホームページのリンク先

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudokijun/denshishinsei\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudokijun/denshishinsei_00002.html)



事業主の皆さまへ

# 労働者死傷病報告の報告事項が改正され、 電子申請が義務化※されます

令和7年（2025年）1月1日施行

労働者が労働災害等により死亡し、又は休業したときには、事業者は所轄の労働基準監督署に労働者死傷病報告を提出しなければなりません（労働安全衛生規則第97条）。

今般、労働者死傷病報告の報告事項について、災害発生状況をよりの確に把握すること等を目的として、以下のとおり改正します。

※ 経過措置として、当面の間、電子申請が困難な場合は書面による報告が可能です。

## 主な改正内容

これまで自由記載であった①、②、③、⑤について該当するコードから選択できるようになり、④については留意事項別に記入できるように記入欄が5分割されました。

The image shows a screenshot of the '労働者死傷病報告' (Laborer Death, Injury, and Disease Report) form. The form is divided into several sections, with callouts 1 through 5 pointing to specific areas:

- ①** Points to the '事業の種類' (Type of Business) section, which is a grid of boxes for selecting a business category.
- ②** Points to the '被災者の職種' (Occupation of the Victim) section, which is a grid of boxes for selecting an occupation.
- ③** Points to the '傷病名及び傷病部位' (Name and Location of Injury/Disease) section, which is a grid of boxes for selecting an injury type and location.
- ④** Points to the '災害発生状況及び原因' (Disaster Occurrence Status and Cause) section, which is a large text area divided into five columns for detailed reporting.
- ⑤** Points to the '国籍・地域及び在留資格' (Nationality, Region, and Status of Residence) section, which is a grid of boxes for selecting nationality, region, and residence status.

### ①事業の種類

日本標準産業分類から該当する細分類項目を選択してください。  
(例) 製造業>食料品製造業>水産食料品製造業>水産缶詰・瓶詰製造業

### ②被災者の職種

日本標準職業分類から該当する小分類項目を選択してください。  
(例) 生産工程従事者>製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)>食料品製造従事者

### ③傷病名及び傷病部位

該当する傷病名及び傷病部位を選択してください。  
(例) 傷病名: 負傷>切断  
傷病部位: 頭部>鼻

### ④災害発生状況及び原因

5つの記入欄にそれぞれ記入してください。

### ⑤国籍・地域及び在留資格

該当する国籍・地域及び在留資格を選択してください。

※電子申請義務化に伴う略図の取扱いについて従前の手書きでの作成とは異なり、イラスト等の「略図」のデータを添付してください。「略図」を手書き等で作成後、携帯電話等で写真を撮ってそのデータを添付していただいても構いません。

電子申請に便利な入力支援サービスのご案内



電子申請に当たっては

# 労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷 に係る入力支援サービス

をご活用ください

電子申請に当たっては、【労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス】をご活用いただくことでスムーズに申請できます。



厚生労働省ポータルサイト「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」は、企業の皆様が所轄の労働基準監督署に行う届出の作成を支援します。

届出する帳票の作成・印刷のほか、ガイダンスに基づき入力した情報をe-Govを介して直接電子申請することが可能です。

また、入力した情報はお使いの端末に保存できますので、作業の一時中断や、再申請などの場合に再利用が可能です。

※ 令和7年1月1日より、以下の報告も電子申請が義務化されます。これらの報告にも、入力支援サービスをご活用ください。

- 総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告
- 定期健康診断結果報告
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- 有機溶剤等健康診断結果報告
- じん肺健康管理実施状況報告
- 事業の附属寄宿舍内での災害報告

スマートフォンからの電子申請も可能です！  
入力支援サービスを活用した電子申請はこちらから▶  
厚生労働省HPにリンクします



厚生労働省 都道府県労働局・労働基準監督署

Ministry of Health, Labour and Welfare